

第 27 号議案

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例の件

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例

神戸市営住宅条例（平成 9 年 4 月条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（公営住宅の入居者資格等）</p> <p>第 5 条 公営住宅の入居者は、次の各号（高齢者、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（以下「高齢者等」という。））にあつては第 1 号及び第 3 号から第 5 号まで、被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）第 21 条及び福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）第 40 条の規定により法第 23 条各号（改良法第 29 条第 1 項において準用する場合を含む。）</p>	<p style="text-align: center;">（公営住宅の入居者資格等）</p> <p>第 5 条 公営住宅の入居者は、次の各号（高齢者、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者 <u>（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。）</u>）として規則で定める者（以下「高齢者等」という。））にあつては第 1 号及び第 3 号から第 5 号まで、被災市街地復興特別措</p>

に掲げる条件を具備する者とみなされる者にあつては第4号及び第5号)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) [略]

(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。次号イ(イ)、第5号、第4項、第19条の2第1項第2号、第20条及び第43条第4項第1号において同じ。)があること。

(3)～(5) [略]

置法(平成7年法律第14号)第21条及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第40条の規定により法第23条各号(改良法第29条第1項において準用する場合を含む。)に掲げる条件を具備する者とみなされる者にあつては第4号及び第5号)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) [略]

(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。次号イ(イ)、第5号、第5項、第19条の2第1項第2号、第20条及び第43条第4項第1号において同じ。)があること。

(3)～(5) [略]

2 市長は、入居の申込みをした者が前項に規定する身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必

要があると認めるときは、その職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

2～5 [略]

(改良住宅の入居者資格等)

第7条 [略]

2 [略]

3 前項の改良住宅は、公営住宅とみなして、第5条第2項及び第3項、前条、第13条から第15条まで、第16条第1項並びに第17条の規定を準用する。

別表第1 (第4条関係)

(1) 公営住宅

ア 国の補助に係る公営住宅

名称	位置
[略]	[略]
神戸市営八幡住宅	[略]
[略]	[略]
神戸市営唐櫃住宅	神戸市北区唐櫃台2丁目

3～6 [略]

(改良住宅の入居者資格等)

第7条 [略]

2 [略]

3 前項の改良住宅は、公営住宅とみなして、第5条第2項から第4項まで、前条、第13条から第15条まで、第16条第1項及び第17条の規定を準用する。

別表第1 (第4条関係)

(1) 公営住宅

ア 国の補助に係る公営住宅

名称	位置
[略]	[略]
神戸市営八幡住宅	[略]
神戸市営篠原南住宅	神戸市灘区篠原南町7丁目
[略]	[略]
神戸市営唐櫃住宅	神戸市北区唐櫃台2丁目及び唐櫃台3丁目

[略]	[略]
神戸市営重池住宅	[略]
[略]	[略]

イ [略]

(2)～(4) [略]

別表第5（第62条関係）

(1) 公営住宅の共同施設として設置された駐車場

ア 国の補助に係る公営住宅の共同施設として設置されたものの

公営住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置
[略]	[略]	[略]
神戸市営唐櫃住宅	神戸市営住宅唐櫃第4駐車場	神戸市北区唐櫃台2丁目

[略]	[略]
神戸市営重池住宅	[略]
神戸市営日吉住宅	神戸市長田区日吉町3丁目
神戸市営重池北住宅	神戸市長田区重池町2丁目
[略]	[略]

イ [略]

(2)～(4) [略]

別表第5（第62条関係）

(1) 公営住宅の共同施設として設置された駐車場

ア 国の補助に係る公営住宅の共同施設として設置されたものの

公営住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置
[略]	[略]	[略]
神戸市営唐櫃住宅	神戸市営住宅唐櫃台第1駐車場	神戸市北区唐櫃台3丁目
	神戸市営住宅唐櫃第3駐車場	神戸市北区唐櫃台3丁目

[略]	[略]	[略]
神戸市 営フレ ール・ アスタ 若松住 宅	[略]	[略]
神戸市 営新日 吉住宅	神戸市営住 宅新日吉駐 車場	神戸市長田 区日吉町3 丁目
[略]	[略]	[略]

イ [略]
(2)～(4) [略]

	神戸市営住 宅唐櫃第4 駐車場	神戸市北区 唐櫃台2丁 目
[略]	[略]	[略]
神戸市 営フレ ール・ アスタ 若松住 宅	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

イ [略]
(2)～(4) [略]

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第5第1号アの表の改正規定（神戸市営フレール・アスタ若松住宅の項の次に神戸市営新日吉住宅の項を加える部分に限る。）は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

- この条例による改正後の神戸市営住宅条例（以下「新条例」という。）別表第5第1号アの表神戸市営新日吉住宅の項の規定を施行するために必要な許可その他の行為は、施行日前においても、新条例の例によりすることができる。

理 由

公営住宅の入居者資格等に関する規定を一部削除する等に当たり、条例を改正する必要があるため。